

第359号

令和元年

5月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 高橋愛子
印 刷 所:タクノ印刷

第28回 定時社員総会 のお知らせ

日時 / 令和元年5月29日 (水)
受付 14:15 開始 15:00

会場 / 法人会館中小会議室

当会の総会は代議員制をとっています。
正会員の方は、総会に参加し意見を述べることは
出来ますが、議決権は代議員のみとなります。

※ 5月29日 (水) は総会準備の為、事務所の業務はお休みいたします。

確定申告のご協力御礼・報告とお願い

若葉に風薫る爽やかな季節となりました。平成30年分の確定申告も無事に終え、皆様もほっとされていらっしゃる事と思います。

今回の確定申告では、当会の相談件数（延）2,591名中、所得税及び復興特別所得税申告書提出者数1,725名（3/15時点）、消費税申告書提出数210名（4/1時点）、という実績でした。

毎年実施しております電子申告ですが、今回の結果は、所得税及び復興特別所得税1,299名（内税理士先生による電子申告（以下代理送信）1,190名、マイナンバーカードによる電子申告（以下本人送信）109名）、所得税及び復興特別所得税申告書提出数の約75%、消費税133名（内代理送信120名、本人送信13名）、消費税申告書提出数の約63%でした。昨年と比べて所得税及び復興特別所得税は約4%、消費税は約14%の増加となり、電子申告は増加傾向にありました。また平成30年分につきましては、皆様にご協力いただき本人送信の件数が昨年に比べて所得税及び復興特別所得税は3.3倍、消費税は6.5倍となりました。

度々ご連絡してまいりましたが、これから確定申告は、ペーパーレス化の流れにありますので、既に電子申告をされている方、パソコンを利用している方、国税庁のホームページで作成された方につきましては、税務署から確定申告の用紙が送付されません。今後従来の用紙を希望される方、又ご心配な方は、当会事務所に用紙をご用意しておりますので、お問い合わせください。

今回初めて電子申告（代理送信）をされた方には、電子申告利用者識別番号通知等を申告書の控えと共に発送しております。今後も電子申告をする際に必要となりますので、大切に保管されますようお願いいたします。今回代理送信をされた方は、来年は、ご本人の電子証明書のついたマイナンバーカードをご用意されて、本人送信に挑戦してみてはいかがでしょうか。これから電子申告（本人送信）について考えていらっしゃる方は隨時事務所でご相談を承っております。ご連絡をお待ちいたしております。

(一社) 戸塚青色申告会事務局より

≪≪≪ 予定納税について ≫≫≫

予定納税とは

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納めていただく制度があります。この制度を予定納税といいます。

納付額及び
納付期間

予定納税は、予定納税基準額の3分の1相当額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。

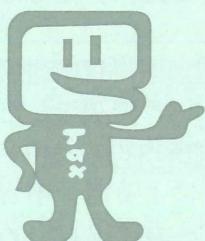
予定納税が必要な方には、6月中旬に所轄税務署から書面で通知されます。

予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

予定納税の
減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由により、その年の6月30日の現況で所得税及び復興特別所得税の「申告納税見積額」が「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、7月1日から7月15日まで(2019年分は7月16日まで)に所轄税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月1日から11月15日までです(この場合には、10月31日の現況において見積ることとなります。)。



戸塚税務署

全国で消費税の軽減税率制度の説明会を開催しています!

事業者の方は、どなたでも参加できます。ぜひ、ご参加ください。 ●開催日時、場所については [軽減税率説明会](#) 検索



2019年10月1日の軽減税率制度スタートに向けて、早めの準備をご検討ください。

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。**
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。**

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
【専用ダイヤル】**0570-030-456** 《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 URL <http://kzt-hojo.jp/>
【専用ダイヤル】**0120-398-111**または**0570-081-222**
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

税
国税庁

平成31(2019)年度 国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇試験概要

平成31(2019)年度の試験概要については、平成31年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇問合せ先

東京国税局総務部人事第二課試験係 (TEL. 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成30年度の実施状況】

◇最終合格者数（全国）：249名

◇受験資格

平成30年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇試験日程

(1) 受験申込受付期間 8月中旬 (2) 試験実施期間 9月から12月まで (3) 最終合格発表 12月下旬

平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

**マイナンバー制度に便乗した
不正な勧誘や個人情報の取得に
ご注意ください!!**

マイナンバーの利用範囲は法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続きでは、原則、顔写真付きの身分証明書などで、本人確認を徹底することになっています。

電話（口頭）でマイナンバーの提供を求められることはありません。

平成30年分の申告で課税売上高が1,000万円を超えた事業者の方へ

令和2年は、消費税の課税事業者となります。

消費税の計算方法には、①本則課税 ②簡易課税の2種類があり、簡易課税制度の適用を受けたい事業者の方は、その特例の適用を受けたい旨の届出書（ただし、30年の課税売上高が5,000万円以下である事業者の方に限ります。）を、令和元年中に提出しておく必要があります。また、簡易課税制度の適用を既に受けている方で、簡易課税制度の適用をやめたい方（ただし、簡易課税は2年間はやめられません。）は、簡易課税不適用の届出書を、令和元年中に提出しておく必要があります。

計算方法の選択は事業者の方の有利選択となりますので、詳細を知りたい方は、お気軽に事務局までご相談ください。ご相談の際は、平成30年および令和元年の帳簿、決算書及び確定申告書の控えを必ずご持参ください。

◆掲載者募集◆

当会の会員事業主様で、会報「道しるべ」に事業の紹介を掲載ご希望の方を、募集しております。

当会会報は、約3,000名の会員様に配布しております。

- 掲載スペースは、A4の3分の1ほどです。
ご相談ください。

・初回掲載料は無料です。

2回目以降の掲載は、1回につき5,100円(税込)です。

新規にご入会いただいた方、広告費をかけずに宣伝をしたい方等、この機会に事業の宣伝をされてみてはいかがでしょうか。

詳細は、お電話で事務局までお問い合わせください。

電話 045-881-8558 広報担当

会費納入 のお願い

今年度分の会費を未納の方は、お支払いをお願いします。

口座振替を選択されますと4月と10月に9,000円ずつの自動引き落としとなりますので、変更をご希望される方は事務局までご連絡ください。

電話：045-881-8558

お願い

転居や廃業をされた方、その他変更のある方は、事務局(TEL 045-881-8558)までご連絡をお願いいたします。税務署への届出が必要になることもありますので、ご相談下さい。

ご注意 ください

現在、会報等を宅急便にてお送りしております。郵便局に転居届を提出されても、お届けすることができません。必ず事務局までご一報ください。

会の動き

◆ 報 告 (前号予定に掲載されなかった分)

4月18日(木) 会計監査 (事務所)

◆ 予 定

5月29日(水) 総会 (法人会館中小会議室)
6月4、7、11、14、18、21、25、28日(火・金)
複式簿記教室 (法人会館A会議室他)

◆ 労働保険のお知らせ ◆

平成31年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、

6月1日(土)～7月10日(水)です。

電子申請でも申告可能です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末に発送予定です。

正しい申告のために…早目にご準備を。

お問い合わせは…



神奈川労働局 労働保険徴収課

適用第1係・第2係・第3係

電話：045-650-2803

尚、(一社)戸塚青色申告会の労働保険事務組合員の皆様には、既に資料を送付しており、ご提出いただいているはずですので、年度更新手続きは当組合で行います。

一般社団法人 戸塚青色申告会
労働保険事務組合・建設業組合 事務局

職員退職のお知らせ

事務局主任 森 善巳

12月14日付けで当会を退職しました

ありがとうございました

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

渡辺作次郎 様	戸塚区
島貫 孝 様	戸塚区
秋本 弥市 様	堺 区
長野美智子 様	戸塚区
川戸 信広 様	戸塚区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。